（様式５）

最終更新日：令和8年10月20日

公益社団法人トライアスロンジャパン　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期計画（2023-2028 ）を WEBサイトで公表している。 2017年に理事を中心にワークショップを実施し、中長期経営戦略を策定。その後、コロナの影響、東京オリパラ後の影響なども考慮し、外部コンサルタント会社を入れ、強化と普及を同じ価値と捉え、普及活動を軸に検証を実施。理事、専門委員会、登録会員等へのヒアリングを行い、地域加盟団体毎で自律した普及活動を推進するための指針となる計画とした。 現在、2027年以降の中長期計画（2027-2032）の策定に向け、ワークショップを継続開催し、2027年の公表に向けて準備を進めている。	1_中長期計画（公表内容） 9_中長期計画を決定した総会の議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	中長期計画に人材育成・育成計画に関する指針と計画を発表。国際化・財務・マーケティング・ガバナンス・法務の視点から、理事、専門委員長、委員、顧問、参与、審判員、指導者、事務局職員から幅広く意見を募り次の基本骨子にて人材採用と育成計画を公表している。 ＜現状の取組状況と計画骨子＞ 1）組織体制 ・理事・業務執行理事 構成プランの変更（外部有識者・女性理事の登用と育成） →ガバナンス・コンプライアンスに関する知見を有する人材登用 ・マーケティング事業局の設置（2020年9月施行済み） →マーケティング戦略実行の専任化を行い、収益基盤を確立し自立した経営体制を築く。 2）国際人材の育成 ・国際組織(IF、NF、JOC、JPC等)派遣・受入制度を随時施行	1_中長期計画（公表内容） 2_R5スポーツ庁組織基盤強化成果報告書 3_スポーツ産業の成長促進事業 4_スポーツ庁スポーツ国際人材への支援事業IF事務局職員実績 JOC国際人養成アカデミー派遣実績 5_経営基盤の強化・安定に向けた取組 9_中長期計画を決定した総会の議事録　20240626 112_人材育成に関する計画

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
			・国際組織(IF、NF、JOC、IPC等)派遣・受入制度を随時施行 ・スポーツ庁スポーツ国際人材への支援事業でIF事務局に職員を派遣 ・JOC国際人養成アカデミーへの職員の派遣 3）外部専門人材の採用 ・スポーツ庁「スポーツ経営人材育成・活用推進事業（専門人材等、外部人材の流入促進）を活用し、外部人材の採用推進。 ・地方自治体協力会社との人事交流の推進 ・組織委員会(行政、スポーツ協会等)と人事交流。 4）アスリート／パラアスリート（パラ関係者含む）の採用推進 5）職員教育と勤務体系 ・給与体系の見直し(ジョブ制度・民間企業体系：短期) ・中期的採用計画(障がい者含む) 6）研修制度（役職員・選手・指導者・審判技術員）の充実 ・コンプライアンス・ガバナンス・インテグリティ研修 ・経営・マネジメント・コミュニケーション研修 ・語学（英会話）研修や選手認定制度での必須条件化 ・NF独自のコーチアカデミー・イベントディレクターアカデミーの設置 ・トランスジェンダー/EDIへの理解推進・勉強会 ・SDGsへの競技と組織の取り組みの理解推進"	
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財務の健全性確保に関する短期計画は、事業計画書、収支予算書.資金調達及び設備投資の実態や見込みについて事務局、専門委員会 外部コンサルタント等に意見を募り、 策定の上、理事会で審議承認を行い、財務の健全性を確保した監査報告書とともに内閣府に提出する。 国際的な経済不安、円安の影響に対しては、危機管理対策チーム（執行部会）でも連携の上、短中長期的な影響を適宜審議の上、財務の健全性の確保に努める。 中長期財務計画は、中長期計画をベースに外部コンサルを入れ、コロナの影響、東京オリパラの影響なども考慮し、2022年度以降の中期財務計画（5年計画）を策定。マーケティング活動等に関して、外部有識者と事務局、専門委員会、顧問等からは幅広く意見を募り、 中長期計画と連動し、最新のポリシーやアクションプランを随時策定し、中長期計画として公表している。 2027年以降の計画は現在ワーキングチームで	1_中長期計画（公表内容） 2_R5スポーツ庁組織基盤強化成果報告書 3_スポーツ産業の成長促進事業 4_スポーツ庁スポーツ国際人材への支援事業IF事務局職員実績 JOC国際人養成アカデミー派遣実績 5_経営基盤の強化・安定に向けた取組 6_経理規程 7_事業計画・事業報告（公開ページ） 8_事務局規程 9_中長期計画を決定した総会の議事録　20240626 10_定款 11_予算・決算・監査報告（公開ページ）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	役員のうち監事については外部有識者（専門職／特定行政書士・弁護士・会計士）が就任 ・現状：現在外部理事（医師・弁護士等）20％（7/35名）、女性理事40％（13/35名）。 また、 アスリート委員会から2名（オリンピアン・パラリンピアン）、オリンピアンから1名・パラリンピアン2名（アスリート委員除く）を理事に配置。業務執行理事に2名女性執行理事を配置。 ・ポリシー：女性及び外部有識者のの登用は、IF /AFの方針からも1990年代から推進されてきており、ガバナンスコード 適用に限らず、組織が自発的に取り組む方針。 ・目標：短中長期において2030年に女性理事40％の輩出を目標に定め、「役員選任規程」において「理事候補者のうち 40％以上を女性候補者、25％以上を学識経験者とするよう努めるものとする。」と人数計画を設定。女性役員を将来50％の比率する方針をIFが掲げており、人材の育成・外部からの登用を継続検討する。 ・方策： オリンピック・パラリンピックの統括団体として、パラスポーツに関する施策などの推進にあたり、理事定数の増員を2022年6月に行った。 2027年度の役員改選に向けて、役員体制の刷新を予定。役員のケーパビリティを各セクション毎に設置をし、多様性ある組織体制の基盤を構築している。	16_中長期計画（公表内容） 23_役員選任規程 25_理事・監事・社員（公開名簿） 113_理事・監事(名簿）修正版
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	「評議員会」はなく「社員総会」のため対応必要なし。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・定款 第 36 条および専門委員会規程に基づき、 アスリート委員会を設置し、定期的に委員会会議を開催している。 ・理事会にアスリート委員長が出席し、理事会に意見具申するとともに理事会の諮問に応じている。 ・アスリート委員2名が（男女各1名づつ・オリパラから1名づつ（計2名））を理事に就任している。 ・アスリート委員はオリ・パラ・マルチスポーツと各種目の現役選手をバランスよく配置し、全強化指定選手の中からの自薦他薦により選出を行なった。 ・JPC/IF/AFのアスリート委員会にも委員を輩出し、IF・AF・NOC・NPC・TOCOCと他方面でアスリート委員会活動を推進し、スポーツ界全体にアスリートの意見を組織運営に反映させる体制を講じている。	12_アスリート委員会（委員名簿） 13_アスリート委員会（公募） 15_アスリート委員会規程（20201028） 14_アスリート委員会のあり方 21_定款 20_専門委員会・組織運営規程 18_ニナー賢治選手 World Triathlon アスリート委員会 委員選出選挙に立候補 - ニュース _ News 110_アスリート委員会 開催記録 118_2024アスリート委員会（2024/11/26）会議録

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	次の体制で適正な規模で実効性の確保をしている。 ・代表理事、副会長、専務理事、常務理事からなる執行理事体制により意思決定の迅速化を図っている。また、事業の実効性を確保させるため各理事を担当部署（専門委員会など）へ配置している。 ・2022年度にオリパラ統括団体として、パラスポーツのさらなる推進などを鑑み、業務内容の多様性から理事の定数を30名から35名に5名定数を増員した。 ・理事35名の内訳（11地域ブロック選出理事11名、業務執行理事10名（役職者・IF委員役員・役割別含む）、アスリート委員会選出理事2名、オリンピアン1名、パラリンピアン2名、外部有識者含む9名） ・本会の歴史とIF・AF方針から、地域性重視は、重要な適性組織構成である。また、3種目の競技から成り立つ競技特異性から、現時点では地域ブロック及び地域育成普及担当の比率3分の2以上とし、地域の声を反映させることからも現在の構成が適性であると判断している。 ・2027年度の役員改選に合わせ、組織再編を実施。現在理事構成含め、執行理事の体制などの刷新を検討している。	25_理事・監事・社員（公開名簿）
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員選任規程において「 理事及び監事の各候補者の理事就任時の年齢は、18歳以上80歳未満でなければならない。 」と定めている。 トライアスロン競技は生涯スポーツという競技の特性上、こどもから、80代までの幅広い年代の選手が同じ競技会で競技を行う。また、審判員・指導者も70歳以上であっても業務に支障なく受け入れている。年齢を問わず、競技の発展に向け役員に登用する可能性もあることから、理事就任時に年齢制限を設けることは得策でないと判断されるため、理事の就任時の年齢に制限を設けず、在任期間の制限を設け、新陳代謝を図る仕組みの整備を行う方針で対応を進めていた。これは国際（IF)、アジア（AF)も同方針を加盟NFに示している。本ガバナンスコードの審査項目への適用を行うため、2021年3月の理事会審議において「理事就任時の年齢は80歳以下を基本的な指針」が承認された。	19_細則 23_役員選任規程 17_エイジグループ参加者年齢構成（リザルト） 24_役員選任規程（承認議事録）20210324

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	細則（第11条）および役員選任規程において、「在任期間は同一職において連続10年を超えてはならない」とし、再任回数の上限を設けている。 現行の細則および役員選任規程（2021年6月施行）においては、就任日の起算日を2020年度の第1回適合性審査の際に示し、2021年6月の社員総会からと定めている。 同時に計画的な新陳代謝と世代交代を促進することを目的に、2025年12月までに、2021年6月を起算日とする10年の任期満了を計画的に、任期短縮等を行うことを細則および役員選任規程に明記した。 また、任期満了に達した役員が再び選任されるまでに必要な経過期間及び、連続して10年を超えて在任することができない原則に対する例外措置の任期について、2025年12月までに役員選任規程に定めた。 役員選任規程　第５条（継続の制限と復帰）において、連続して10年を超えて在任することができない原則に対する例外に該当する場合、最長4年であること、10年の最長期間に達した者について、再び再任されるまでに必要な経過期間を4年とする記述を2025年12月に追記した。 定款の変更（2027年度6月施行開始）2026年9月に実施し、組織再編・役員の刷新を行うべく、規程を修正した。	23_役員選任規程 19_細則 113_理事・監事(名簿) 114_役員候補者選考委員会委員名簿 115_役員候補者選考委員会委員 議事録 117_役員選任規程策定に関する2020年適合性審査事前調査経緯メモ 121_役員選任規程に関する見解 2024
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・「役員選任規程」において理事会とは独立した機関として外部有識者含む「役員候補者選考委員会」を設置している。 ・構成員及び運営について「役員候補者選考委員会規程」を設置し、構成員は、選考対象者以外の次のものから選出し、外部有識者を配置している。 ① 社員 ② 参与・顧問 ③ オリンピック、パラリンピック、世界選手権などに出場実績のある者 ④ 外部有識者 ⑤ 事務総長及び事務局長 ⑥ 会長が委員として適任であると認められる者 を対象としている。 ・2027年度の役員改選に向けて、「役員選任規程」「役員候補者選考委員会」の更新を検討している。	22_役員候補者選考委員会規程 23_役員選任規程 114_役員候補者選考委員会委員名簿 115_役員候補者選考委員会委員 議事録

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理コンプライアンス規程 第7条（一般社会人としての社会規範に関する事項） において社会規範としての慣習、道徳、法律の遵守に関する事項を定めている。追加の規程の必要性や既存の各種規定の更新などについては随時検討や外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	55_倫理コンプライアンス規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。追加の規程の必要性や既存の各種規定の更新などについては随時検討や外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	30_加盟団体規程 31_加盟団体支援交付規程 32_感謝状贈呈規程 33_寄付金取扱規程 36_経理規程 37_細則 38_財産管理規程 40_事務局規程 41_謝金規程 42_情報開示規程 45_専門委員会・組織運営規程 46_通報相談処理規程 47_定款 48_役員候補者選考委員会規程 49_役員選任規程 50_役員等旅費規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。追加の規程の必要性や既存の各種規定の更新などについては随時検討や外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	29_リスク管理規程 42_情報開示規程 44_専門委員会・事務局運営ガイドライン 40_事務局規程 105 個人情報保護方針
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。追加の規程の必要性や既存の各種規定の更新などについては随時検討や外部コンサル、外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	51_役員報酬規程 41_謝金規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。追加の規程の必要性については随時検討や外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	33_寄付金取扱規程 38_財産管理規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・IFが定めるイベント・オーガナイザーズ・マニュアル（EOM）及びIFとの大会開催契約書（第7-9条）において、放映権利や商品化など権利、肖像管理などに財政的基盤を整えるための記述が明記されている。 ・定款 第３章 会員において（３）賛助会員制度を設置し、法人の目的に賛同し、事業を援助する個人、法人又は団体から入会金を得る制度を設けている。追加の規程の必要性については随時検討や外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	40_事務局規程 38_財産管理規程 27_イベント・オーガナイザーズ・マニュアル（EOM） 106_大会開催契約書 28_オフィシャルスポンサー企画提案書
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・エリート選手（各年代代表含む）に関わるすべての派遣大会において、出場基準、選考基準、推薦基準を理事会決裁にて整備している。各選手の権利保護を目的に強化指定選手合意書を設け、選手の義務と権利、肖像権などの権利、語学検定の履行などの項目について、NFと選手間で合意書を策定している。 ・アスリート委員会を設置して、アスリートの権利の保護を図っている。 ・通報相談処理規程において、アスリートの権利保護に関する体制を整備している。 また、追加の規程の必要性については随時検討や外部コンサル、外部有識者などと協議の上、検討を行なっていく。	34_強化指定制度公開ページ 35_強化選手・スタッフ合意書 46_通報相談処理規程 15_アスリート委員会規程（20201028） 14_アスリート委員会のあり方 13_アスリート委員会（公募）
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・国際審判（テクニカルオフィシャル）海外派遣に関する規程を設置し、国内外の審判員の選考基準、派遣規程を明文化している。	43_審判・技術関連の関連規程（一覧）
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問弁護士との契約、監事（公認会計士、特定行政書士、弁護士）への日常的に相談ができる体制が整備されている。	107_顧問弁護士契約書 54_理事・監事・社員（公開名簿）
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（1）倫理コンプライアンス委員会を設置済み（2026年6月に、従前のコンプライアンス委員会と倫理委員会を一本化）。委員会会議は不定期に開催している。 （2）ガバナンスコードで定められている「コンプライアンス委員会」が担う役割を、2026年6月から倫理コンプライアンス委員会が担い、倫理コンプライアンス規程に基づき運用・推進している。 ・理念や概念の啓発と普及・教育を担当する。 ・倫理コンプライアンス規程に違反する事例の対処にあたり、実務・執行の役割を担うとともに、理事会への審議依頼を行う。 ・案件が発生した場合も、原因究明と再発防止の観点で一体的に対応する。役割は専門委員会規程で明文化している。 （3）委員構成は弁護士・女性・外部有識者・企業経営者・指導者・審判員など各専門的な知見を有する人材を配置している。	57_専門委員会・組織運営規程 58_組織図 59_倫理コンプライアンス規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	（1）倫理コンプライアンス委員会を設置済み（2026年6月に、従前のコンプライアンス委員会と倫理委員会を一本化）。委員会会議は不定期に開催している。 （2）ガバナンスコードで定められている「コンプライアンス委員会」が担う役割を、2026年6月から倫理コンプライアンス委員会が担い、倫理コンプライアンス規程に基づき運用・推進している。 ・理念や概念の啓発と普及・教育を担当する。 ・倫理コンプライアンス規程に違反する事例の対処にあたり、実務・執行の役割を担うとともに、理事会への審議依頼を行う。 ・案件が発生した場合も、原因究明と再発防止の観点で一体的に対応する。役割は専門委員会規程で明文化している。 （3）委員構成は弁護士・女性・外部有識者・企業経営者・指導者・審判員など各専門的な知見を有する人材を配置している。	57_専門委員会・組織運営規程 58_組織図 59_倫理コンプライアンス規程
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・ NF役職員向けには、定期的に啓発のための資料を回覧し、理事会ごとにこれらの補足説明、質疑応答により意識向上を促す。トライアスロン・パラトライスロンフォーラム・コーチングシンポジウムなどの研修会でインテグリティ教育セッションを設け、理事・顧問、都道府県加盟団体の役職員に対し、コンプライアンス教育を実施している。 ・都道府県毎にコンプライアンス推進担当者を１名配置し、中央競技団体/コンプライアンス委員会と連携を推進し、都道府県加盟団体内でのコンプライアンス教育関連の促進を行っている。	60_インテグリティ教育 計画活動報告書 61_コンプライアンス連携推進会議 63_公認指導者再教育プログラム　開催要項 64_ハラスメント対応に関する確認（通報相談窓口・相談後の対応） 65_アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止の取り組みについて 66_審判員育成プログラム骨子/審判技術セミナー開催概要 67_トライアスロン・パラトライアスロンコーチングシンポジウム（開催レポート） 68_加盟団体 ガバナンス支援事業（事業案内） 120_コンプライアンス研修関連 開催日程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・NF強化指定選手及び公認指導者に対しては、合宿やシンポジウムなどでのJOCインテグリティ教育プログラムと連携を行いナショナルトレーニングセンター及び競技別NTC等にて研修を実施。さらに、ウェブサイトやメールを活用し関連情報を掲載・配信し周知を行う。 ・都道府県毎にコンプライアンス担当者を１名配置し、中央競技団体のコンプライアンス委員会との連携を緊密化し、都道府県加盟団体内でのコンプライアンス教育関連の促進を図る。さらに、コンプライアンス関連案件の発生時における迅速で適切な対処ができる態勢を確立する。	60_インテグリティ教育 計画活動報告書 61_コンプライアンス連携推進会議 63_公認指導者再教育プログラム　開催要項 64_ハラスメント対応に関する確認（通報相談窓口・相談後の対応） 65_アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止の取り組みについて 66_審判員育成プログラム骨子/審判技術セミナー開催概要 67_トライアスロン・パラトライアスロンコーチングシンポジウム（開催レポート） 68_加盟団体 ガバナンス支援事業（事業案内） 120_コンプライアンス研修関連 開催日程
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・公認審判員・テクニカルオフィシャルのコンプライアンス教育においては、テクニカルガイドライン、技術審判ルール等を利用し、大会事業などと連携し研修を実施している。また、全国レベルでのセミナーが年1回（1月）開催され、これを教育の場として活用する。これらの報告書類はウェブサイトで公開し意識向上と実質的な技術向上を促す。 ・都道府県毎にコンプライアンス担当者を１名配置し、中央競技団体のコンプライアンス委員会との連携を緊密化し、都道府県加盟団体内でのコンプライアンス教育関連の促進を図る。さらに、コンプライアンス関連案件の発生時における迅速で適切な対処ができる態勢を確立する。	66_審判員育成プログラム骨子/審判技術セミナー開催概要 61_コンプライアンス連携推進会議 62_コンプライアンス連携推進会議 120_コンプライアンス研修関連 開催日程
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・監事として、弁護士、会計士、特定行政書士の3名を置き、監査においてはそれぞれの専門分野の知識・知見をもとに役員の業務、会計の合法性、等を厳密に監査を実施している。顧問弁護士契約も行い、対応が必要な事象が発生した場合に、迅速に相談と対応ができる体制を構築している。また、日常においても監事の専門分野にかかわる事項に関しては、定期的に相談・検討を行い、そのうえでさらなる専門家に依頼するなどの根拠を得ている。	70_コンプライアンス委員会 倫理委員会 委員構成 71_顧問弁護士事務所（契約書） 72_組織図 73_定款 74_予算・決算・監査報告（公開ページ）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・弁護士・公認会計士・税理士と顧問契約を結び、日常の会計処理・月次・四半期・決算において常に連携を取って、公益社団法人として適切な会計処理を行い、計算書類等の作成を行っている。	25_理事・監事・社員（公開名簿） 70_コンプライアンス委員会 倫理委員会 委員構成 71_顧問弁護士事務所（契約書） 72_組織図 73_定款 74_予算・決算・監査報告（公開ページ） 108_税理事務所概要 116_社労士事務所概要
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・会計担当者が、法令・ガイドラインを熟知し、日常の処理においてそれらを順守するとともに、［原則6］(1)の通り各専門家における監査を行い検証している。	69_NF総合支援センター（管理レベル通知）
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・財務情報等については、法令に基づき、公式サイトに開示している。 https://www..or.jp/organization/report/	78_予算・決算・監査報告（公開ページ）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・主たる国際大会や選手権、等への選手選考に関しては、その基準とともに、それにかかわる情報や結果を公式サイトと公式SNSにて開示する。必要に応じて説明会の開催やや補則資料の開示等を選手、役員、スタッフ等に行う。	76_強化指定制度公開ページ
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・情報開示は、公式サイトと公式SNS等において積極的に開示している。 ・当ガバナンスコードの遵守状況に関しては、公式サイトにて開示している。	75_スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の遵守状況に関する公表（公開ページ）
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反管理規程及び利益相反ポリシーを設置しHPに公開。規程第4条（利益相反行為の禁止） 「理事は、との利益相反行為を原則禁止とする。」と定めている。相反事案に対しては、利益相反管理規程に基づき、厳格に管理をしている。 理事・監事・役職員に対しては利益相反ポシリーの周知及び利益相反自己申告書の提出を年度毎に実施する。	79_利益相反規程・利益相反ポリシー

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	・配置済＝「利益相反ポリシー」を2020年3月25日に設置しHPに公開。	79_利益相反規程・利益相反ポリシー
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・配置済＝2013年6月19日より「通報相談処理規程」施行しHPに公開。 女性専用の「通報相談窓口」も設置している。 （1）通報窓口について、「通報相談処理規程」及び「通報相談ページ」を公式サイトに設置し、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 （2）通報相談窓口は「総合窓口」に加え、女性専用の「通報相談窓口」を設置し、女性弁護士を担当窓口に配置している。 （3）通報窓口の担当者は特定行政書士と弁護士が担当し、「通報相談処理規程 第6 条 （相談窓口対応事項）」に 基づき、相談内容に関する守秘義務を課している。 （3）通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて「通報相談処理規程 第6 条 （相談窓口対応事項）」に基づき対応を行い、情報管理を徹底している。 （4）通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことがないよう、「通報相談処理規程 第8 条（公表・経過措置）」に定義し、通報相談窓口の利用者保護に係る十分なフォローアップの体制を構築している。 （5）指導養成研修や合宿や加盟団体向けの説明機会等を通じて、関係各所に通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	80_通報相談窓口 （公開ページ） 83_通報相談処理規程
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・整備済＝有識者である専門職の特定行政書士を担当窓口として配置している他、女性専用の相談窓口においては女性の弁護士を配置している。	80_通報相談窓口 （公開ページ） 81_コンプライアンス委員会 倫理委員会 委員構成 82_ハラスメント対応に関する確認（通報相談窓口・相談後の対応） 83_通報相談処理規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	「倫理コンプライアンス規程」において、懲罰にかかる禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、HPに公開を行い、周知している。 禁止行為は同規程第3条・4条・6条、処分対象者は第2条、処分の内容及び処分に至るまでの手続は第8条・9条に定めている。違反する事案に応じて、加盟団体、倫理委員会の調査（委員会細則第4条）を経て理事会が処分審査を行うほか、必要に応じ第三者機関に調査を依頼を行う。同規程第7条においても、処分の決定をする前に必ず当事者に対し聴聞又は弁明の機会を与えることも定めている。また、対応事例においては、国際競技団体（IF）の方針と規程に従い、手続きを行うこととする。	87_倫理コンプライアンス規程 86_処分事案と加盟団体への研修内容 84_倫理コンプライアンス委員会 委員構成
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・整備済＝加盟団体、倫理委員会の調査（委員会細則第4条）を経て理事会が処分審査をおこなう。また、必要に応じ第三者機関に調査を依頼することもできる。	87_倫理コンプライアンス規程 86_処分事案と加盟団体への研修内容 84_コンプライアンス委員会 倫理委員会 委員構成

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・整備済＝改定「倫理コンプライアンス規程」第13条（仲裁）・「競技規則」第146条（仲裁）にて明文化。	90_倫理コンプライアンス規程 88_競技規則
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・公表済＝「倫理コンプライアンス規程」「競技規則」ウェブサイト https://www..or.jp/join/rule/にて公表。また、「競技規則」の「主催公認大会用の承諾書」9、（紛争の解決）に掲載し周知をしている。	90_倫理コンプライアンス規程 88_競技規則 89_主催大会参加承諾書

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	（1）危機管理体制を構築 危機管理委員会（構成：業務執行理事、弁護士、学識有識者）を設置し体制を構築。 危機管理事象が発生した場合は、上記委員会と併せ危機対策室の設置をリスク管理規程（第10条）に定めている。 （2）危機管理マニュアルの策定 危機管理発生時の運用管理はリスク管理規程を定め、緊急事態発生時の被害を最小化とするための対応フローを整備している。 また、大会運営・指導現場などの状況に併せ、大会運営マニュアルや安全管理ガイドラインにおいても、緊急事態発生時のフローを定め、WEBサイトに公開をしている。 （3）危機管理マニュアルでの不祥事対応の取り扱い 犯罪に関わる内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事についても、リスク管理規程第9条に基本方針を定め、同規程の対応手順に沿って手続きを行うこととしている。また、その調査には倫理コンプライアンス規程に基づき調査を行うこととしており、事象に応じて、同規程（第13条）に第三者機関への依頼をすることを記載している。	90_倫理コンプライアンス規程 91_大会運営マニュアル・安全管理ガイドライン 92_競技規則 93_コンプライアンス委員会 倫理委員会 危機管理委員会 委員構成 94_リスク管理規程
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	審査書類提出時から過去4年以内に法令違反等の不祥事は発生していない。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	審査書類提出時から過去4年以内に法令違反等の不祥事は発生していない。	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・加盟団体規程を整備し、加盟団体組織の定義と権利と義務を第3・4条に明記し、権限関係などを明確にしている。 ・業務執行理事（理事）が47加盟団体から構成される地域ブロック協議会（11ブロック）会議（年1-2回程度）に参加し、指導助言を含めた支援の説明を実施している。 ・加盟団体法人化に向けたプロジェクトを立ち上げ、加盟団体サーベイの実施、説明会、規程の統一化、支援金などの支援を実施し、現在47加盟団体（都道府県）の内、30都道府県が法人化するに至った。 ・都道府県毎にコンプライアンス担当者を１名配置し、中央競技団体のコンプライアンス委員会との連携を緊密化し、都道府県加盟団体内でのコンプライアンス教育関連の促進を図る。さらに、コンプライアンス関連案件の発生時における迅速で適切な対処ができる態勢を確立する。	58_組織図 95_定款 96_地域ブロック開催一覧 97_地域ブロック会議（普及戦略）説明資料 98_細則 99_加盟団体支援交付規程 100_加盟団体規程 101_加盟団体サーベイ概要 102_コンプライアンス連携推進会議 103_加盟団体 ガバナンス支援事業（事業案内）
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・加盟団体規程を整備し、加盟団体組織の定義と権利と義務を第3・4条に明記し、権限関係などを明確にしている。 ・業務執行理事（理事）が47加盟団体から構成される地域ブロック協議会（11ブロック）会議（年1-2回程度）に参加し、指導助言を含めた支援の説明を実施している。 ・加盟団体法人化に向けたプロジェクトを立ち上げ、加盟団体サーベイの実施、説明会、規程の統一化、支援金などの支援を実施し、現在47加盟団体（都道府県）の内、30都道府県が法人化するに至った。 ・都道府県毎にコンプライアンス担当者を１名配置し、中央競技団体のコンプライアンス委員会との連携を緊密化し、都道府県加盟団体内でのコンプライアンス教育関連の促進を図る。さらに、コンプライアンス関連案件の発生時における迅速で適切な対処ができる態勢を確立する。	58_組織図 95_定款 96_地域ブロック開催一覧 97_地域ブロック会議（普及戦略）説明資料 98_細則 99_加盟団体支援交付規程 100_加盟団体規程 101_加盟団体サーベイ概要 102_コンプライアンス連携推進会議 103_加盟団体 ガバナンス支援事業（事業案内）